

和泉情審答申第11号
平成26年1月31日

和泉市長 辻 宏 康 様

和泉市情報公開審査会
会 長 松 田 聰 子

情報の公開の決定に対する不服申立てについて（答申）

平成25年10月28日付け諮問第1号で諮問のありました情報の公開の決定に対する不服申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関は、本件の情報公開請求に対応する公文書につき、非公開と決定した処分を取り消し、公開するべきである。

2 異議申立ての内容

和泉市情報公開条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、異議申立人が実施機関に求めた「市立病院指定管理者選定委員会における個々の委員の採点がわかる採点結果表」（以下「本件請求文書」という。）について、実施機関が非公開決定（以下「原処分」という。）を行ったことに対して、当該決定を取り消して文書の公開を求めるものである。

3 異議申立人の主張の概略

異議申立人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- (1) 原処分は、条例第6条の非公開事由に該当せず、条例第1条の目的や第3条の実施機関の責務に反するため、これを取り消し、本件請求文書を公開すべきであるとの答申を求める。
- (2) 本件請求文書には、選定委員個々の個人名は含まれず、公開しても個々の委員と評価結果は結びつくことなく、選定委員にとって心理的負担になることは想定されない。本件請求文書を公開することにより、個々の委員の得点は公表しないとする選定委員会の決定に結果的に反することになるとしても、選定委員との信頼関係が失われ、今後の事務事業の実施に重大な支障をもたらすものではないか

ら、条例第6条第1項第5号の非公開事由には該当しない。

(3) 選定委員会は市の行政組織の一部であり、本件請求文書は、選定委員会の成果物であることから、任意に市の機関に提供された情報でなく、したがって、条例第6条第1項第8号の非公開事由には該当しない。

(4) 和泉市では、過去の指定管理者等の決定のための選定委員会の結果は、個々の委員名の入った採点表の公表はないものの、各人の評価結果は公表されており、今回の決定を先例として、今後多くの委員会が各人の採点結果の公表を望まない方向になることが懸念される。情報公開の決定は、選定委員会にゆだねるものではなく、条例に基づいて実施機関が判断すべきものである。

以上のとおり、実施機関の行った非公開決定は、取り消されるべきである。

4 実施機関の主張の概略

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

(1) 本件不服申立てを棄却することが妥当であるとの答申を求める。

(2) 選定委員会において個々の委員の得点は公表しないことを決定し、この意に反して公開することは、選定委員会委員と市立病院との信頼関係の悪化にとどまらず、市立病院が第三者機関の自主性を尊重しない判断をすることになり、今後の病院運営に際して必要な外部人材が得られがなくなるなど、良好な医療環境の確保に重大な影響を及ぼすため、条例第6条第1項第5号の規定に該当する。

(3) 採点結果（個人表）は、選定委員会の決定と併せて任意に提出を受けた情報であり、第三者機関として設置された選定委員会の決定に反して公開すること自体が、同委員会との協力関係・信頼関係を著しく損なうため、条例第6条第1項第8号の規定に該当する。

(4) 採点結果（集計表）の公表だけでなく、応募法人のプレゼンテーション内容や質疑応答、また採点時の委員の見解も含めて選定委員会会議の要点記録を作成、公表しており、採点結果（個人表）を非公開としても、選定手続全体を通して、情報公開制度の趣旨に沿った対応をしており、実施機関の説明責任は十分果たしている。

以上のとおり、実施機関が行った非公開決定は、妥当である。

5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求文書の内容について

対象となった公文書は、「和泉市立病院指定管理者選定採点集計表」である。これは、平成25年8月1日に開催された第3回和泉市立病院指定管理者選定委員会において、応募法人の選考に際し、各委員が採点を行った結果を取りまとめたものである。この集計表（以下「採点結果（個人表）」という。）には、21の採点項目について委員6人のそれぞれの点数と委員全員の合計点が記載されている。選定委員の氏名は別の名簿により公表されているが、当該採点結果（個人表）では、「委員A」から「委員F」までとして個人の氏名は記載されていない。また、選定は委員の総得点により行っており、委員の総得点（以下「採点結果（集計表）」という。）はすでに公表されている。

なお、本件請求文書が、採点結果（個人表）の1枚であることについて争いはなく、当該文書の「委員A」から「委員F」までの個人の氏名の公開を求めるものではない。

(2) 原処分 of 妥当性について

以下、原処分 of 妥当性を判断するに当たり、本件請求文書を非公開としたことが条例第6条第1項第5号及び第8号に該当するかについて検討する。

(ア) 条例第6条第1項第5号該当性について

条例第6条第1項第5号は、いわゆる事務事業執行情報を非公開にできる旨定めているが、それは、市の機関又は国等の機関が行う事務事業の目的達成又は公正かつ円滑な執行を確保しようとする観点から定めたものであり、本号に定める「著しい支障が生ずると認められるもの」かどうかの判断に当たっては、恣意的に非公開の範囲を広げたり、拡大解釈することのないよう、原則公開の立場に立って行わなければならない。また著しい支障を及ぼすおそれがあることについては、具体的な事実に基づいて客観的に検討した上で、慎重に判断しなければならない。

本件請求文書は、和泉市立病院指定管理者選定委員会において、応募法人の評価を各委員が採点したもので、事業者の選定に関する事務事業の文書であると認められる。弁明書において、実施機関は、非公開と決定した選定委員会の意に反して公開することにより今後委員の委嘱が困難になりその結果、市立病院が外部有識者に対して第三者機関への参画を求めることに著しい支障が生じるおそれがある旨主張しているが、それは、当該事務事業の執行に際し、事業者の選定に支障が生じるというのではなく、指定管理者のモニタリングに対する委員の委嘱が困難になるおそれがあるという程度である。この点、実施機関へ

より具体的に説明を求めたが、明白な弁明はなかった。

また、本件請求文書が公開されても個々の委員名は「委員A」というように表記され、委員それぞれの得点が個人と直接結びつくものとはなっていないため、選定委員にとって過度の心理的負担になるものとは考えられず、これを公開したとしても、選定委員会委員と市立病院との信頼関係の悪化につながるとは認められず、今後の市立病院が外部有識者に対して第三者機関への参画を求めることにも著しい支障が生じるとは認められないため、条例第6条第1項第5号の規定には該当しない。

なお、市では他の指定管理者の選定等において、今まで選定委員の個人が特定されないように個人の得点を公表してきた経過を踏まえると、市立病院の指定管理者選定が市の事業の中でも特に重要性の高い取組であればなおさら、市民に対する説明責任を果たす上でも、選定委員会会議の要点記録に加えて本件請求文書を公開すべきである。

(イ) 条例第6条第1項第8号該当性について

条例第6条第1項第8号は、公開しないことを条件として個人又は法人等から任意に市の機関に提供された情報を当該個人又は法人等の承諾なしに公開すれば、情報提供者との協力関係、信頼関係を損ない、将来の情報の入手に支障を来し、行政の適正な運営を妨げるおそれがあることから、当該情報を公開しないことができる旨を定めたものであるが、公開しないことを条件として任意に提供された情報であっても、当然に非公開となるのではなく、公開により当該情報提供者の協力を得ることが著しく困難になると認められる場合に限り、公開しないことができるものである。

和泉市立病院指定管理者選定委員会規程において審査方法等が選定委員会へゆだねられ、審査結果を報告すれば足りることになっているとしても、ここでは任意に市の機関へ提供された情報が該当するのであって、市の附属機関として設置された選定委員会委員の本来業務の一環として作成された情報は、条例第6条第1項第8号の規定にいう「任意提供情報」には該当しない。

6 結論

以上のとおりであるから、本件異議申立てには理由があり、非公開部分を公開すべきであるので、「1 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(参考) 情報公開請求・異議申立ての経過

日 付	処 理 内 容
平成25年 8 月 16 日	情報公開請求
8 月 28 日	非公開決定
10月 21 日	異議申立て
10月 28 日	諮問書の受理
11月 13 日	弁明書の受理
11月 28 日	反論書の受理
12月 9 日	○審査会招集 ・実施機関の弁明陳述、質疑応答 ・異議申立人の意見陳述、質疑応答 ・答申案審議
平成26年 1 月 31 日	実施機関への答申